

新型コロナウイルス感染症を含む
学校保健・学校安全について
～新型コロナウイルス感染症
への対応について～

東京学芸大学

講師 荒川 雅子



Gakugei 東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

本講座の流れ

1. 学校保健・学校安全の必要性について
2. 学校保健について
 - ・ 学校保健の目的
 - ・ 学校保健の構造・学校保健計画
 - ・ 保健教育
 - ・ 保健管理（健康診断、健康観察、健康相談、救急処置など対人管理と学校環境衛生等の対物管理）
3. 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・ 疾病管理としての対応
4. 学校安全と危機管理について
 - ・ 学校安全の意義と目的、法的根拠
 - ・ 学校安全の構造と領域
 - ・ 安全教育・安全管理・組織活動
 - ・ 学校危機管理について

3. 新型コロナウイルス感染症 への対応について

学校において予防すべき感染症について

- 学校保健安全法**施行規則第18条**にてその**種類**を明示。
- 同法**第19条**では、「**校長は**、感染にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかる恐れのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより出席を停止させることができる」と規定。**出席停止の期間の基準**を明示。
- 同法**第20条**にて「**学校の設置者**は、感染症予防上必要があるときは**臨時的に**、学校の全部または一部の休業を行うことができる。」とし、**臨時休業**について明言。

学校感染症の種類

第1種

感染症法によって基本的に
入院が定められている

- エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

第2種

空気感染や飛沫感染で児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高い感染症

- インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のある
感染症

- コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他

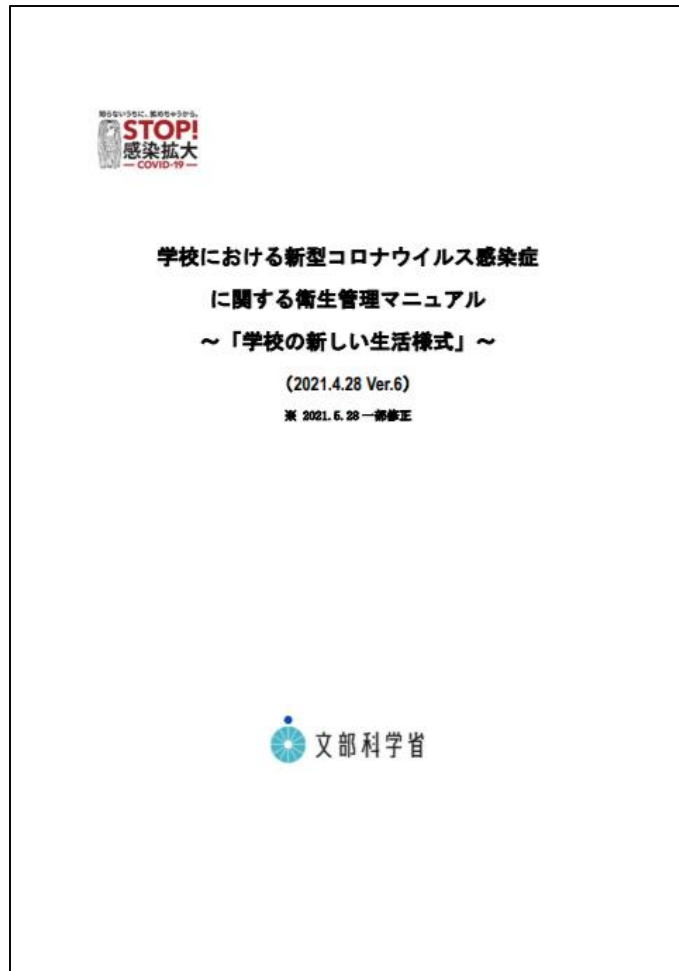
（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

新型コロナウイルス感染症における出席停止等の取扱いについて

と 指 導 要 録 上、 「 出 席 停 止 ・ 忌 引 等 の 日 数 」	学校保健安全法第19条の規定に基づく 出席停止	<ul style="list-style-type: none">・感染が判明した者・感染者の濃厚接触者に特定された者・発熱等の風邪症状がみられる者・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

新型コロナウイルス感染症対応

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～



文部科学省のWebサイトから確認できます。常に新しい情報が発信されているか、確認しましょう。

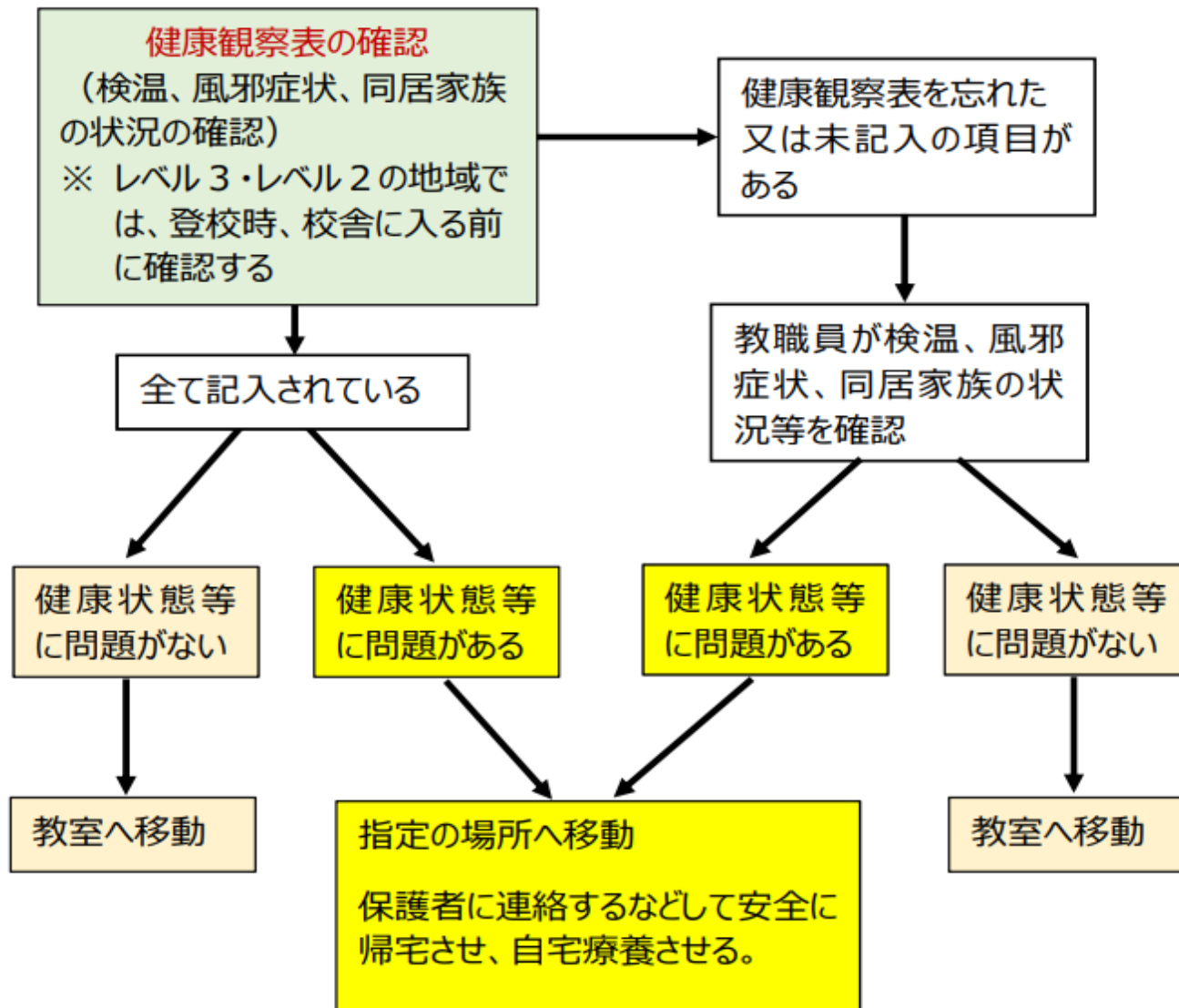
(参考) 児童が下校時に自分の机を清掃している様子



資料：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

健康観察表を使用した登校時の健康観察



新型コロナウイルス感染症における学校対応の具体例



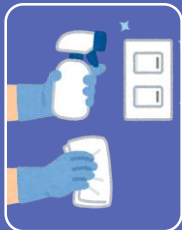
教室に入る前に健康チェック

- 健康観察表の確認
- 検温（非接触・サーモグラフィ等）



身体的距離（1～2M）の確保

- 列ができそうなところは、立ち位置をマーキング



よく手を触れる場所の消毒

- ドアノブ・スイッチ・手すり・窓枠等
- 1日1回以上消毒



校内放送による注意喚起

- 休み時間後、給食前の手洗い
- 定期的な換気の呼びかけ



十分な換気の実施

- 教室のドアは常時開放
- 30分に一度は窓も開放



教職員の健康管理

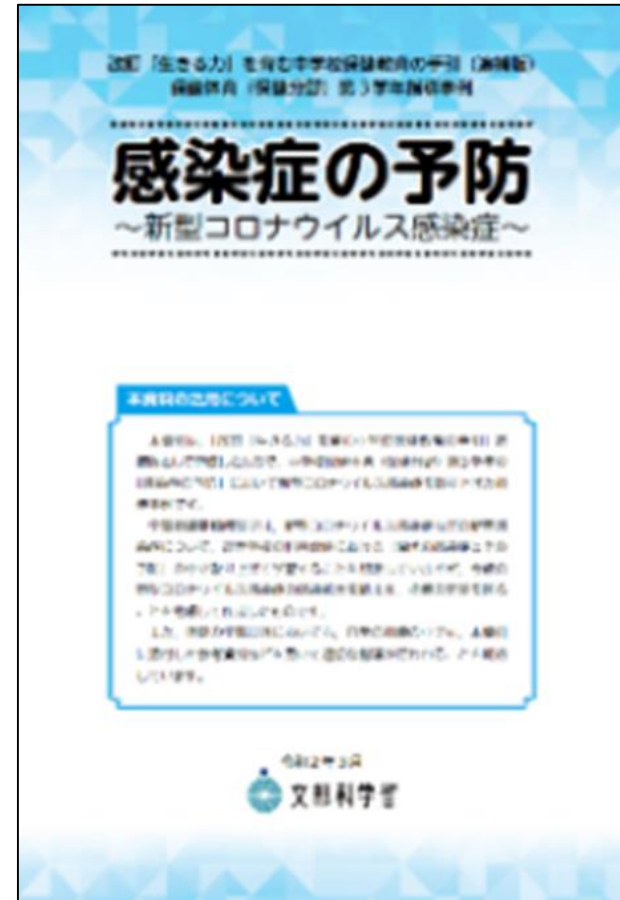
- 教職員も出勤前に毎朝検温
- 学校にいる間はマスク着用(場合によっては、ゴム手袋、フェイスシールド着用)

学校で感染症が疑われる症状が見られる場合は、別室等で対応します。

新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料

新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（追補版）「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」



資料：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

引用・参考文献

- 学校において予防すべき感染症の解説
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#18
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(2021.4.28 Ver.6)
https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料
(新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～/改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(追補版)「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm